

# 誓約書

古賀市内の公共用水域に浄化槽の処理水を放流するに当たり、下記の事項を関係者連名で誓約いたします。

## 記

- 1 古賀市浄化槽の設置等に関する条例（平成13年条例第18号）に基づく管理基準を遵守することはもちろん、関係法規の規定も遵守します。
- 2 放流水質は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）の水質基準以内を保持します。
- 3 浄化槽の維持管理等を委託契約した場合は、契約書の写し1部を速やかに市長に提出します。
- 4 浄化槽の構造及び性能が基準に適合しなくなったと認められる場合は、浄化槽を改善し、又は使用を停止します。
- 5 浄化槽に係る変更（名義、構造、放流先など）又は浄化槽の廃止がある場合は、直ちに所要の手続をします。
- 6 浄化槽に係る紛争が生じ、又は苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。
- 7 浄化槽を設置した地域が公共下水道又は農業集落排水の処理区域になった場合は、速やかに接続します。

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 (浄化槽管理者)	住所 氏名 (名称) 電話番号	印
工事施工者	住所 氏名 (名称) 電話番号	印
保守点検業者 (維持管理)	住所 氏名 (名称) 電話番号	印
清掃業者 (汚泥引抜き)	住所 氏名 (名称) 電話番号	印